

CHAPTER・3 お預かり



 いろいろな預かり制度があります。

あなたにあったものを
保育サービスコンシェルジュ (P31)と
一緒に探してみませんか？

Chapter・3-1 保育所・幼稚園など

■ 保育所(園)	P28
■ 特別保育	P29
↳ 延長保育、夜間保育、休日保育、障害児保育	
■ 地域型保育事業	P29
↳ 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育	
■ 幼稚園	P30
■ 幼稚園での預かり保育	P30
■ 認定こども園	P31

Chapter・3-2 一時預かり

病気の時も
安心！

■ 一時保育	P32
■ 病児保育	P32
■ ほっと子育てふれあい事業	P32
■ ショートステイ(宿泊保育)	P32
■ トワイライトステイ(夜間一時保育)	P32
■ その他の一時預かり	P33



Chapter・3-1 保育所・幼稚園など

保育所(園)



保育所(園)とは、保護者が働いていたり病気などの理由で、家庭で保育を行うことができない場合、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。保育所(園)には、市が定めた設置基準をクリアし、市に認可された保育施設(認可保育所)と、それ以外の保育施設がありますが、ここでは認可保育所(園)についてご案内します。

施設の利用には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

●対象者

- 概ね生後6か月から小学校就学前までの2号認定(満3歳以上)または3号認定(満3歳未満)を受けたお子さん。
※一部の保育所(園)では、概ね生後3か月からの受入を行っています。

●利用料(費用)

- 学齢が3歳から5歳のお子さん、0歳から2歳で住民税非課税世帯のお子さんの保育料は無料です。
その他のお子さんの保育料は世帯の市民税額、利用時間(標準時間・短時間)、お子さんの年齢などに応じて定めた額となり、公立・私立を問わず同じ額になります。
(このほか、延長保育料や給食費などの実費負担があります。)
北九州市では第2子以降の保育料は無償となります。



●申し込み期限

- 利用を希望する月の前月15日(閉庁日にあたるときは、その前閉庁日)までにお住まいの区の区役所保健福祉課にて申し込みを行ってください。
※オンラインでの申請や、2月、3月及び翌年度4月から利用を希望する場合は、申し込み期限が異なります。
※日程については、変更となることがありますので、必ずホームページや区役所でご確認ください。

問い合わせ・ご相談は

各区役所保健福祉課子ども・家庭相談係

門司区 093-331-1891

八幡東区 093-671-6882

小倉北区 093-582-3434

八幡西区 093-642-1448

小倉南区 093-951-1032

戸畑区 093-881-9126

若松区 093-761-5926

※こちらの番号は、すべて直通です。



特別保育

延長保育、夜間保育、休日保育、障害児保育を行っています。

延長保育



保護者のやむを得ない事情により、保育を利用できる時間帯を超えて保育が必要となる場合は、利用中の施設において延長保育を利用することができます。

夜間保育



就労形態の多様化などによる夜間の保育ニーズに対応します。

休日保育



保育所を休日に開所し、日曜日や祝日等に保護者の常態的な就労により家庭での保育ができないお子様を指定の保育所でお預かりします。

障害児保育



障害児と他の子どもと一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。(ただし保育所での集団保育が可能な児童を対象にしています。)



地域型保育事業



家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、定員5人以下の保育を行います。

小規模保育

定員6人以上19人以下で、家庭的保育に近い雰囲気で行います。

事業所内保育

会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんや地域のお子さんを一緒に保育します。





幼稚園



幼稚園では、人とのかかわりや遊びを通して、自発性や自主性を育てています。また、子育て支援のために地域の方々に施設を開放し、のびのびと活動できる場を提供しているほか、幼児教育に関する相談に応じています。

●対象者

○私立幼稚園

3歳になって以降最初の4月から小学校就学前のお子さん

※園によっては、3歳の誕生日を迎えたら、翌年4月を待たずに年度途中から入園できる、満3歳児保育を行っています。

●利用料(費用)

幼稚園を利用する3歳から5歳までのお子さんたちの利用料は無料となります。

新制度の対象とならない幼稚園については、月額2万5700円までの範囲内で入園料と保育料が無償化の対象となります。

なお、実費として徴収される費用(送迎バス代、給食費、行事費用など)は無償化の対象外です。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さんや、小学校3年生以下の兄弟が2人以上いるおさんは、副食費(おかず等)の費用が免除されます。(月額上限あり)

●申し込み期限

- 4月入園については、例年11月頃から受付を行います。
- 年度途中の入園については、各園にお問い合わせください。

●お問い合わせ

- 入園申し込みなど詳細は、各幼稚園へ(65ページ～)



幼稚園での預かり保育



私立の幼稚園では、教育時間の開始前や終了後などに、お子さんをお預かりしています。(別途利用料が必要です。ただし、保育の必要性がある場合は、月額上限額(日額上限あり)の範囲で無償となります。この場合、区役所において、保育の必要性の認定を受ける必要があります。)

問い合わせは、各幼稚園へ(65ページ～)

認定こども園



認定こども園とは、0歳から就学前のお子さんへ保育サービスを提供する「保育園機能」、3歳から就学前のお子さんに幼児教育を提供する「幼稚園機能」、すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動や親子が交流する場の提供などの「子育て支援機能」を併せ持つ施設です。

本市では「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の3タイプがあり、利用には、教育・保育の必要に応じた認定を受ける必要があります。



Point!

保育サービスコンシェルジュ

「育児休業していたけど、そろそろ働きたい。でも子ども一人でお留守番させられないし」「親を介護する短い時間だけ、子どもを預かってもらえると助かるな」「一人っ子なので、お友だちと遊べる場所はないかしら」

保護者の生活状況や働き方によって保育のニーズは多岐にわたります。このような相談に対応するため、「保育サービスコンシェルジュ」を各区役所保健福祉課とウーマンワークカフェ北九州(小倉駅新幹線口、AIMビル2階)に配置し、一人一人の希望に沿った施設や事業について案内しています。

区役所保健福祉課子ども・家庭相談係(28ページ)
ウーマンワークカフェ北九州(総合受付)093-551-0092



Chapter・3-2 一時預かり

一時保育



パートタイム就労、病気、出産や育児リフレッシュなどのため、保育所で一時的にお預かりします。

問い合わせは、
区役所保健福祉課子ども・
家庭相談係へ(28ページ)

病児保育



保護者の仕事などの都合により、家庭での保育が困難な病期中・病気回復期のお子さんを、医療機関に併設された保育室で一時的にお預かりします。福岡県内にお住まいの方は、利用料が無償です。

問い合わせは、各施設へ(65ページ～)

シン・子育てファミリー・サポート事業



問い合わせ・ご相談は
シン・子育てファミリー・サポートセンター
093-511-3081

育児の援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助を行いたい方(提供会員)がセンターに会員登録をし、提供会員が依頼会員に対してさまざまな育児の手助けを有償で行っています。

ショートステイ



保護者の方が入院や通院、出張などの理由で、一時的に家庭でお子さんがみられなくなったとき、子ども自身が一時的に保護者の方と離れることを希望したとき、育児不安等から親子での入所が必要なときに、児童養護施設等で宿泊を伴った子どものお預かりや、親子での入所ができる制度です。(所得に応じた自己負担)

トワイライトステイ



保護者の方が仕事の都合等により、帰宅が夜間にわたるため、平日の夜間や休日に家庭でお子さんがみられなくなったときに、児童養護施設でお子さんをお預かりします。(所得に応じた自己負担)

問い合わせは、区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)

子どもの館、子育てふれあい交流プラザの子ども一時預かり室

生後6か月から小学校就学前のお子さんを対象とした一時預かり室です。
(ご利用前日迄に要予約)

問い合わせ・ご相談は
子育てふれあい交流プラザ元気のもり
093-522-4150



- 小倉北区浅野3-8-1 AIMビル3階
- 利用時間
10時～18時(第1・3火曜、12/31、1/1休館)

子どもの館
093-642-5555



- 北九州市八幡西区黒崎3丁目15-3
COM CITY 7階(一時預かり室は1階)
- 利用時間
10時～18時(休館日は不定期)

認可外保育施設の一時預かり



QRコードで開いた認可外保育施設一覧の、サービス内容(一時預かり)に「○」のある施設で一時預かりを実施しています。

問い合わせは、各施設へ

